

43宇宙委第27号  
昭和43年11月11日

殿

宇宙開発委員会委員長 鍋島直紹

第14回宇宙開発委員会定例会議の開催  
について

標記会議を下記により開催しますので、ご出席下さい。

記

1. 日時 昭和43年11月13日(水) 午後2時~4時
2. 場所 科学技術庁 第2会議室
3. 議題 (1) インテルサットについて  
(2) その他

第 / 4 回宇宙開発委員会定例会議事次第

1. 第 / 3 回宇宙開発委員会定例会議事要旨の確認
2. インテルサットについての説明
3. その他

配布資料

委 / 4 - 1 第 / 3 回宇宙開発委員会定例会議事要旨

委 / 4 - 2 ~~世界商業通信衛星組織に関する暫定的制度を設立す~~

~~る協定~~ インテルサット(世界商業通信衛星組織)について

第 / 3 回宇宙開発委員会定例会議議事要旨

- 1. 日 時 昭和43年 / 1 月 6 日 (水)  
14:00 ~ 16:00
- 2. 場 所 科学技術庁 第2会議室
- 3. 議 題 (1) 第 / 2 回宇宙開発委員会定例会議議事要旨の  
確認  
(2) 宇宙開発計画策定の基本方針について

4. 出席者

委員長代理 山 泉 昌 天  
 委 員 関 義 長  
 委 員 大 野 勝 三  
 委 員 吉 誠 雅 天

関係行政機関職員

科学技術事務次官 井 上 啓次郎  
 科学技術庁研究調整局長 梅 沢 邦 臣  
 科学技術庁研究調整局宇宙開発参事官 謝 敷 宗 登  
 外務省国際連合局外務参事官 (代理: 国際連合局科学課  
江 口 嶋) 他  
 通商産業大臣官房参事官 (代理: 重工業局電子工業課  
鈴 木 和 天) 他  
 通商産業省工業技術院総務部長 (代理: 工業技術院総務部  
総務課 加 藤 昭 六)

運輸省大臣官房参事官 (代理: 官房首席技術調査官  
高 力 章)  
 気象庁総務部長 (代理: 観測部高層課 鈴 木 茂)  
 海上保安庁総務部長 (代理: 水路部編磨課  
山 崎 昭)  
 郵政省電波監理局審議官 (代理: 電波監理局技術調査課  
植 田 政 司)  
 郵政省電波監理局無線通信部長 (代理: 電波監理局技術調  
査課 中津川 英雄)  
 建設大臣官房技術参事官 (代理: 大臣官房技術調査官  
中 村 六 郎)

事務局

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長 山 野 正 登  
 科学技術庁研究調整局宇宙開発課長 園 山 重 道 他

5. 配布資料

委 / 3 - 1 第 / 2 回宇宙開発委員会定例会議議事要旨  
 委 / 3 - 2 宇宙開発計画策定の基本方針について (案)

6. 議事要旨

- (1) 前回議事要旨の確認  
「第 / 2 回宇宙開発委員会定例会議議事要旨」が確認された。
- (2) 前々回議事要旨の修正  
前回確認済の「第 / 1 回宇宙開発委員会定例会議議事要旨」  
については、下記のとおり修正のうえ再確認された。

3頁 下4行 「予定であつたが、」の次に「その後の検討  
によつて昭和42年度宇宙開発審議会に提出し  
たとおり、」を加える。

(3) 宇宙開発計画策定の基本方針について

「宇宙開発計画策定の基本方針について(案)」につき審議が行  
なわれ、次のような意見があつた。

- (イ) この計画は、宇宙開発に関する国の施策についての計画を  
定めるものであるので、この点をIの計画策定の趣旨の項に  
明記するかどうか検討する必要がある。
- (ロ) この計画の期間は、一応5ヶ年程度をめどにするが、必ず  
しも5ヶ年にこだわる必要はなく、課題によつては、適宜延  
長するなど柔軟に考えるべきである。
- (ハ) 開発すべきロケットおよび人工衛星の選定は極めて重要な  
問題なので、部会審議の途中において随時、委員会の判断を  
あおぐ必要がある。

ICSC

1 扱

インテルサット（世界商業通信衛星  
組織）について

昭和43年11月  
郵 政 省

1 締結および署名

インテルサット協定は、インテルサットに参加する国の政府が署名する暫定協定と通信事業者が署名する特別協定とからなりつつている。昭和39年8月20日、ワシントンにおいてインテルサット協定が締結され、わが国は武内駐米大使が暫定協定に署名し、特別協定には郵政省が通信事業者として指定した国際電信電話株式会社の大野社長（現宇宙開発委員会委員）が署名した。

なお、この制度は暫定的なものであつて1970年1月1日までに恒久的制度に移行することになつている。

2 暫定協定

暫定協定は前文において単一の世界商業通信衛星組織に関する恒久的制度ができるまでの間暫定的な制度を設けることが望ましい旨を述べたのち、インテルサットに参加する通信事業者の指定、一定分担額以上の参加事業者による暫定委員会の設置、コムサット（米國通信衛星会社）をインテルサット

特

3 扱

の管理者とすること等組織に関する主要原則を定めている。

3 特別協定

特別協定は、インテルサットの運営面の細目を定めた参加通信事業者相互間の協定であつて、コムサットが施設を購入する場合の契約の基準等インテルサット運営上の財政的、技術的事項について定めている。

4 インテルサットへの加入

インテルサット協定の原署名国は、日、米、英、仏、豪、加等11か国であるが、この協定は、昭和39年8月20日から6か月の間、国際電気通信連合（ITU）加盟国に対して署名のために開放され、それ以後はITUの加盟国について暫定委員会が決定する財政上の条件にしたがつて加入できることを認めている。

5 暫定委員会

インテルサットの参加国は、現在63か国であるが、インテルサットの運営は、日、米、仏、豪、加等8代表からなる暫定委員会が行なつている。委員会には財政諮問小委員会、技術諮問小委員会および契約手続諮問小委員会の下部組織が設けられている。

## 6 インテルサットの活動

インテルサットの最初の事業として昭和40年4月大西洋上に静止衛星インテルサットI（アーリーバード）が打ち上げられ、北米とヨーロッパを結ぶ国際電話をはじめテレビ伝送、テレックス等の商業通信に使用されている。

昭和42年1月太平洋上にインテルサットII衛星（F2）が打ち上げられ日米間の電話、テレビ伝送等の商業通信が開始された。インテルサットはその後大西洋地域衛星としてインテルサットII（F3）、太平洋地域衛星としてインテルサットII（F4）を打ち上げ両地域の通信回線を大幅に拡大した。

インテルサットは、当初の目的である全世界をカバーする衛星通信網（グローバル・システム）を設立するため、昭和43年2月なかばから44年にかけてインテルサットIII衛星4個（太平洋1、大西洋2、インド洋1）の打ち上げを予定している。さらにインテルサットは昭和45年以降の需要に備えて、これまでの衛星よりもはるかに大容量の衛星——インテルサットIV衛星——を4個調達することを決定している。